

○東京藝術大学における省エネルギーの推進に関する規則

平成22年10月25日
制 定

改正	平成23年3月29日	平成24年4月1日
	平成25年3月28日	平成25年10月24日
	平成26年3月27日	平成26年11月1日
	平成27年5月14日	平成28年3月24日
	平成30年3月1日	令和4年9月6日
	令和5年10月26日	

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「法」という。）に基づき、本学におけるエネルギーの使用の合理化（以下「省エネルギー」という。）の推進に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「エネルギー」とは、燃料及びこれを熱源とする熱並びに電気をいう。
- (2) 「部局」とは、事務局、美術学部、音楽学部、大学院映像研究科、大学院国際芸術創造研究科、附属図書館、大学美術館、社会連携センター、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、保健管理センター、芸術情報センター、美術学部附属古美術研究施設及び音楽学部附属音楽高等学校をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学における省エネルギーを着実かつ効果的に推進するための体制を整備するものとする。

(職員及び学生の責務)

第4条 職員及び学生は、法及びこの規則に基づいて講ずる省エネルギーのための措置に協力しなければならない。

第2章 省エネルギー推進体制

(省エネルギー推進体制)

第5条 本学における省エネルギー推進体制は、別表1のとおりとする。

(エネルギー管理統括者)

第6条 法の定めるところにより、エネルギー管理統括者（以下「管理統括者」という。）を置く。

- 2 管理統括者は、理事（総務・財務・施設担当）をもって充てる。
- 3 管理統括者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 経営的視点に立った省エネルギーの推進に関すること。
 - (2) 省エネルギー目標を達成するための中長期的な計画の作成に関すること。
 - (3) エネルギーを消費する設備の維持、使用方法の改善及び監視に関すること。
 - (4) 省エネルギーに関する業務の統括管理に関すること。

(5) その他法に定める職務に関すること。

(エネルギー管理企画推進者)

第7条 法の定めるところにより、エネルギー管理企画推進者（以下「企画推進者」という。）を置く。

2 企画推進者は、施設課長をもって充てる。

3 企画推進者は、管理統括者の行う業務を補佐する。

(エネルギー管理員)

第8条 法の定めるところにより、上野校地にエネルギー管理員を置く。

2 エネルギー管理員は、法に定める資格を有する職員のうちから学長が任命する。

3 エネルギー管理員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) エネルギー使用状況の把握、分析及び記録に関すること。

(2) 省エネルギーに関する設備等の改善計画等の作成に関すること。

(3) 法に基づく各種報告書の作成に関すること。

(4) その他省エネルギーに関すること。

第3章 各部局における省エネルギー推進体制

(エネルギー管理責任者等)

第9条 各部局に、エネルギー管理責任者（以下「管理責任者」という。）及びエネルギー管理担当者（以下「管理担当者」という。）を置く。

2 管理責任者及び管理担当者は、別表2のとおりとする。

3 管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 部局内の省エネルギー推進に係る組織の整備、実施計画の作成及びこれらの運用に関すること。

(2) 部局内の省エネルギーに係る啓発活動に関すること。

(3) 省エネルギー推進に係る連絡調整に関すること。

(4) その他部局内の省エネルギーに関すること。

4 管理担当者は、管理責任者の行う業務を補佐する。

第4章 その他

(エネルギー管理標準)

第10条 学長は、法に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成21年3月31日経済産業省告示第66号）に基づき、エネルギー管理標準を別に定める。

(実施方法等)

第11条 省エネルギーの推進に関する取り組み及びエネルギー管理標準の制定又は改正等については、キャンパスグランドデザイン推進室において企画・立案するものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、省エネルギーの推進に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年10月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

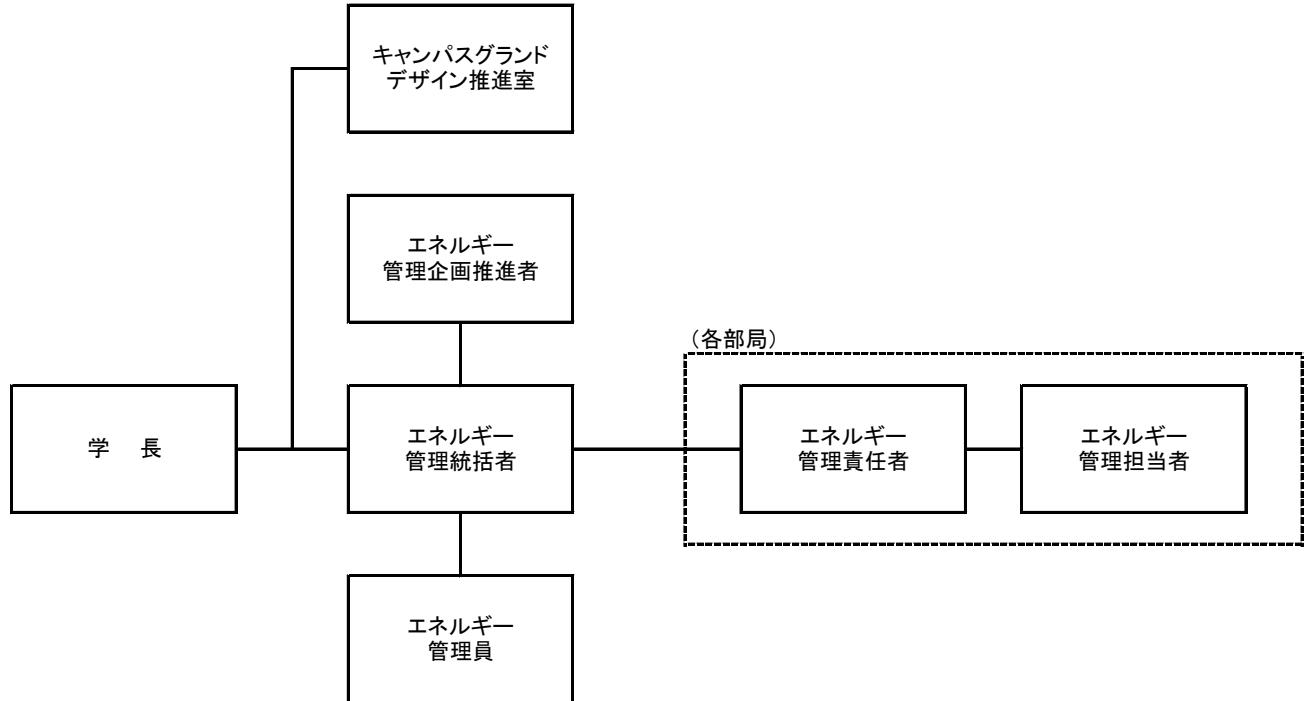
この規則は、令和4年9月6日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

東京藝術大学省エネルギー推進体制



別表2 エネルギー管理責任者及びエネルギー管理担当者 (第9条関係)

部局名	エネルギー管理責任者	エネルギー管理担当者
事務局	事務局長	企画総務課長
		人事労務課長
		財務会計課長
		社会連携課長
		学生課長
		施設課長
美術学部	美術学部長	美術学部事務長
音楽学部	音楽学部長	音楽学部事務長
大学院映像研究科	大学院映像研究科長	大学院映像研究科事務長
国際芸術創造研究科	国際芸術創造研究科長	千住校地事務センター事務長
附属図書館	附属図書館長	附属図書館事務長
大学美術館	大学美術館長	大学美術館事務長
社会連携センター	社会連携センター長	社会連携課長
言語・音声トレーニングセンター	言語・音声トレーニングセンター長	音楽学部事務長
演奏芸術センター	演奏芸術センター長	音楽学部事務長
保健管理センター	保健管理センター長	学生課長
芸術情報センター	芸術情報センター長	附属図書館事務長
美術学部附属古美術研究施設	美術学部附属古美術研究施設長	美術学部事務長
音楽学部附属音楽高等学校	音楽学部附属音楽高等学校長	音楽学部事務長